

**「雇用就農資金」（雇用就農者育成・独立支援タイプ）  
令和7年度第2回募集 申請書類一覧（チェックリスト）**

農業法人等名： \_\_\_\_\_

法人等雇用就農者名： \_\_\_\_\_

□にチェック（✓）をつけ、提出漏れがないようにしてください。

「応募申請フォーム」から申請する場合は、「雇用就農資金申請書（事業申請書）（様式第2号）」および「環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（別紙①）」はフォーム上で入力、その他の法人等雇用就農者の履歴書等の参考様式①～⑧はデータをフォームにアップロードすることにより、応募申請をWEB上で完結できます。

**【必ず提出する書類】**

No	書類名	内容・注意点	✓ 欄
1	事業申請書 ※ 「応募申請フォーム」から申請する場合は、フォーム上で情報を入力してください。	様式第2号 <b>【記載事項】</b> 1 農業法人等の概要（※） 2 定着率、新規就農者増加分 3 働き方改革実行計画 4 反社会的勢力の排除に関する誓約 5 個人情報の取扱いに関する同意 6 法人等雇用就農者の概要 7 雇用契約内容確認書 8 研修計画 ※ 1 農業法人等の概要「労働環境整備」のうち、「④農業の「働き方改革」に資する施設の整備」で「既に取り組んでいる」を選択した場合は、該当施設の写真を提出すること（過去に提出済みの場合は原則不要） ※ 1 農業法人等の概要「労働環境整備」のうち「⑤次世代育成支援対策推進法に基づく認定（「プラチナくるみん」「くるみん」又は「トライくるみん」）を受けている」又は「⑥女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（「プラチナえるぼし」又は「えるぼし」）を受けている」で「既に取り組んでいる」を選択した場合は、該当する認定証の写しや写真を提出すること（過去に提出済みの場合は原則不要）	□
2	法人等雇用就農者の履歴書	参考様式① ※申請日までの最新の履歴を空白期間がないように記入し、写真を添付してください。	□

**【同一年度内に本事業で提出しており、変更がない場合以外は、提出が必要な書類】**

No	書類名	内容・注意点	✓欄
3	環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート  ※「応募申請フォーム」から申請する場合は、フォーム上で情報を入力してください。	別紙① ※「農業経営体向け」または「畜産経営体向け」のいずれかのシートを、チェック漏れがないよう記入して提出してください（複数名応募している場合は1部のみ提出）。	<input type="checkbox"/>

**【過去に本事業等で提出しており、変更がない場合以外は、提出が必要な書類】**

※「本事業等」とは、雇用就農資金、雇用就農緊急支援資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業を指します。

※ 複数名応募している場合は1部のみ提出。

No	書類名	内容・注意点	✓欄
4	研修指導者の履歴書	参考様式② ※申請日までの最新の履歴を空白期間がないように記入し、写真を添付してください。 ※複数の研修指導者を置く場合は、全員の履歴書を添付してください。	<input type="checkbox"/>
5	耕作証明書等の写し	・畜産やコントラクター等の農地を利用しない農業法人等で耕作証明書の交付を受けることができない場合は、農業経営改善計画認定書、出荷伝票、決算書等の農業を営む事業体であることを証する書類の写しを提出 ・新規就農者を雇用して技術を習得させる機関の場合は、当該機関の定款、規約・設置要領等の写し※を提出 ※提出は、①表紙、②就農希望者に対する研修の実施について明記されている部分の写しのみで構いません。採択後の現地確認時に原本を確認します。	<input type="checkbox"/>
6	就業規則の写し	常時10人以上の従業員がいる農業法人等の場合は必須。 10人未満であっても就業規則を定めている農業法人等は提出 ※提出は、①表紙、②労働時間関連、③賃金関連、④退職関連、⑤育児・介護関連（ある場合のみ）が記入されているページの写しのみで構いません。採択後の現地確認時に原本を確認します。 ※賃金、育児・介護規程等の別に定める規定がある場合は併せて提出してください。	<input type="checkbox"/>
7	国が提供する農業経営人材育成研修プログラムの中級コースのうち「労務管理」の修了証明書等	・下記URLより会員登録を行い、中級コース「労務管理」を修了し、修了証書等を提出してください。 URL : <a href="https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/">https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/</a> ※応募時点で提出できない場合は、支援開始後1年以内に必ず提出してください。	<input type="checkbox"/>

【該当する場合のみ、提出が必要な書類】

No	書類名	内容・注意点	✓欄
8	補完雇用就農者の履歴書	該当者がいる場合のみ提出（参考様式①） ※申請日までの最新の履歴を空白期間がないように記入し、写真を添付してください。	<input type="checkbox"/>
9	過去の雇用契約書等の写し	正社員として雇用する以前に法人等雇用就農者と雇用関係がある場合のみ提出	<input type="checkbox"/>
10	研修指導者が認定農業者であることを証する書類の写し	研修指導者の農業経験が5年未満の場合のみ提出 ※法人として認定農業者である場合は、代表者のみが研修指導者になれます。 ※過去に本事業等で提出しており、変更がない場合は提出を省略できます。	<input type="checkbox"/>
11	トライアル雇用実施計画書等の写し	トライアル雇用制度等を活用している場合のみ提出	<input type="checkbox"/>
12	法人等雇用就農者以外の従業員の雇用契約書、雇用保険の加入を証明できる書類の写し	法人等雇用就農者が代表者の親族である場合のみ提出	<input type="checkbox"/>
13	在留カードの写し	法人等雇用就農者又は補完雇用就農者が外国人の場合のみ提出	<input type="checkbox"/>
14	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し	法人等雇用就農者が障がい者の場合のみ提出	<input type="checkbox"/>
15	生活困窮者自立支援事業において作成された就労に向けた支援計画（プラン）の写し	法人等雇用就農者が生活困窮者の場合のみ提出	<input type="checkbox"/>
16	刑務所出所者等に係る確認書	法人等雇用就農者が刑務所出所者等（保護観察対象者又は更生緊急保護対象者）の場合のみ提出（参考様式③）	<input type="checkbox"/>
17	就業規則等の育児・介護短時間勤務規程部分の写し及び育児・介護短時間勤務の申出書の写し。従業員が10人未満で就業規則等に育児・介護短時間勤務規程を定めていない場合は、雇用契約書か労働条件通知書の写し（育児・介護休業法と本人の申出に基づき、期間と始業・終業時刻、休憩時間を明記したもの）	育児・介護を理由に短時間勤務を実施しており、1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）が20時間以上35時間未満の場合のみ提出	<input type="checkbox"/>

## ○提出書類に関する注意事項

### 事業申請書（様式第2号）

(1) 「1 農業法人等の概要」の「労働環境整備」のうち、「④農業の「働き方改革」に資する施設の整備」で「既に取り組んでいる」を選択した場合には、該当施設の写真の提出が必須です。

(過去に本事業、雇用就農緊急支援資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業を活用していて、農業会議等により確認済みの場合は提出を省略できます。)

農業の「働き方改革」に資する施設とは以下の施設を指します。

- (1) 休憩所、(2) 更衣室、(3) 男女別トイレ、(4) シャワー、
- (5) その他、全国農業会議所が認めるもの

各施設の整備基準

#### (1) 休憩所

- ア 屋内、屋外の独立した空間（プレハブ等）のどちらでも可。
- イ 他の施設・設備と区分されており、屋根があるもの。
- ウ パーティション等により仕切られる等、他の空間との仕切りが曖昧なものは不可。

#### (2) 更衣室

- ア 更衣のために使用される専用の部屋であり、他の施設・設備と区分されていること。
- イ 個人用ロッカーを備えていること。
- ウ 更衣のためのスペースが確保されていること。

#### (3) 男女別トイレ

- ア 屋内、屋外のどちらに設置されていても可。
- イ 「男女兼用」と「女性専用」の組み合わせは可。

#### (4) シャワー

- ア シャワー利用のみに使用される専用の部屋であること。
- イ シャワー室と隣接した脱衣場を備えていること。

(2) 「1 農業法人等の概要」の「労働環境整備」のうち「⑤次世代育成支援対策推進法に基づく認定（「プラチナくるみん」「くるみん」又は「トライくるみん」）を受けている」又は「⑥女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（「プラチナえるぼし」又は「えるぼし」）を受けている」で「既に取り組んでいる」を選択した場合は、該当する認定証の写し（写真でも可）の提出が必須です。

(過去に本事業を活用していて提出済みの場合は、提出を省略できます。)

(3) 「2 定着率、新規就農者増加分」のうち「定着率要件（表1）」には、令和2年度以降に本事業、雇用就農緊急支援資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業を活用した法人等雇用就農者等について記載してください（当該事業において取消を受けた者は記載が必要ですが、支援を受けずに中止又は取り下げた者は記載不要です）。応募時点において、中止・中断・取り下げ届出書、定着状況報告書で報告のあった内容から変更がある場合は、参考様式⑦を添付してください（過去に離農と報告したが、再び農業に従事している場合のみ）。

(4) 「2 定着率、新規就農者増加分」のうち「増加分支援要件の①（表2）」には、本事業及び雇用就農緊急支援資金を活用した（＝助成金交付実績のある）法人等雇用就農者について記載してください（支援を受けて取消となった者は記載が必要ですが、支援を受けずに中止した者又は取り下げた者は記載不要です）。なお、該当する法人等雇用就農者が11名以上いる場合は、参考様式⑧を添付してください。